

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の骨子について

1. 条例制定背景

わが国の急激な人口減少や高齢化の波は、現役世代の働き手を急減させているもので、本町においても 65 歳以上の老年人口が 4 割に迫っている状況です。

このような劇的な変化に対応するためには、限られた人材で効果的な行政運営を実現させていくことが重要となります。

そのためには、新たなデジタル技術などを積極的に活用することで、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくとともに「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、デジタルの力を活用しながら、さまざまな取組みによって変革を起こし、持続可能な町を未来に繋いでいくために、本条例を制定するものです。

2. 条例の概要

(1) 目的

この条例は、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、箱根町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を示し、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタルの力を最大限活用し、町民等の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、子どもから高齢者まで「笑顔があふれる幸せな未来のまち」を目指すとともに、新たな価値を創出する持続可能なまちを築くことを目的とします。

(2) 用語の定義

この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

- ① デジタル化の推進 法第 2 条に規定するデジタル社会の実現に向けた施策の推進をいいます。
- ② 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者及び事業者をいいます。

(3) 基本理念

デジタル化の推進は、次に掲げる理念にのっとり推進されなければなりません。

- ① 町民一人ひとりがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指します。
- ② デジタル化の推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行います。

- ③ デジタル化の推進は、個人情報を保護し、また、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行います。
- ④ デジタル化の推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に町民等の利便性の向上等を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組みます。

(4) 町の責務

町は、前条に定める理念にのっとり、デジタル化の推進を行い、誰ひとり取り残されない持続可能な地域社会を築くための施策を包括的に推進する責務を有するものです。

(5) 町民等の役割

町民等は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働、連携して、持続可能な社会の構築に努めるものです。

(6) 基本原則

町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル技術を活用した持続可能な地域社会への変革を進めなければなりません。

- ① 町民等の利便性の向上 町民生活等に関わる様々な分野について、地域の特性と自主性を尊重した情報通信技術を最大限に活かし、課題解決に取り組みます。
- ② 行政の業務効率化 情報通信技術を最大限に活かし、業務の効率化や高度化を図ることにより、限られた人的資源を有効活用し、行政サービスの更なる向上に繋げていきます。
- ③ 従来手法の活用 全てをデジタル化するのではなく、アナログの良い面を残しながら、全ての町民等がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮します。

(7) 全体方針の策定

町長は、(4)に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための全体方針を策定しなければなりません。

- ① 町長は、前項の全体方針を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければなりません。

(8) 推進体制

町長は、デジタル化に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため、全庁的・横断的な推進体制を整備しなければなりません。

(9) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が定めま

す。

3. 条例の施行予定日

公布の日から施行します。